

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**「こども110番の店」協力をお願い**

子どもたちを不審者等から安全に保護するため、コンビニエンスストア、事業所等が「こども110番の店」として緊急避難場所となつていただく取り組みを進めています。子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。

また、すでにご協力いただいている事業所等でステッカーの劣化がありましたら、新しいステッカーをお渡しいたしますので、ご連絡ください。  
 〇市教委教育支援課(☎23-5189)

**その他**



**上下水道料金  
夜間・日曜納付相談窓口**

夜間=4月20日(火)午後8時まで/日曜=4月25日(日)午前9時~午後5時/☎上下水道料金お客様サービスセンター(南大通2-1-121)/☎第一環境(株)釧路事務所(上下水道部検針および収納等業務受託会社)☎43-2161)

**下水道の処理区域を拡大しました**

雨水処理が可能となった区域=星が浦北2丁目3番の一部、昭和北1丁目19番、20番の一部、昭和北2丁目9番の一部、昭和北3丁目15番、16番の一部/汚水処理が可能となった区域=愛国191番の一部、益浦1丁目5番、10番、17番、18番の各一部/☎上下水道部総務課(☎43-2164)

**21(令和3)年度の水質検査計画を策定しました**

21(令和3)年度に実施する水道水の水質検査計画は、市役所および各行政センター市政情報コーナー、上下水道部、市ホームページでご覧になれます。水質検査結果については、上記の他、釧路市中央図書館などでもご覧になれます。  
 ☎上下水道部水質管理課(☎36-9562)

**市有地を売ります**

**◆21(令和3)年度価格固定先着順による市有地売払い**

物件番号	所在地番	地目	地積
1	釧路市春採1丁目132番2	宅地	198.86㎡ (60.15坪)
2	釧路市川北町8番2	宅地	1,050.09㎡ (317.65坪)
3	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地	380.79㎡ (115.18坪)
4	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68㎡ (140.56坪)
5	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅地	461.91㎡ (139.72坪)
6	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅地	334.25㎡ (101.11坪)
7	釧路市音別町中園1丁目30番1	宅地	614.26㎡ (185.81坪)

・受付期間 4月15日(木)~2022(令和4)年2月28日(日)  
 ・売払い価格 各物件の売払い価格は、4月15日(木)から市ホームページで公開します。  
 ☎物件番号1・2は市有財産対策室(☎23-5195)、物件番号3~5は☎地域振興課総務担当(☎66-2122)、物件番号6・7は☎地域振興課(☎01547-6-2231)

**◆21(令和3)年度一般競争入札による市有地売払い予定**

釧路市鳥取大通1丁目5番1(消防団第9分団跡地)外3物件について、8月以降に一般競争入札による売払いを予定しています。入札の日時、参考価格等詳細については、随時、広報くしろおよび市ホームページに掲載する予定です。  
 ☎市有財産対策室(☎23-5195)

**公園の利用について**

全ての人が公園を気持ちよく利用するため、マナーを守りましょう。  
 ○体調が悪い時は、利用を控える  
 ○マスクの着用または、せきエチケットを守る  
 ○他の人と離れて遊び、利用後は、手洗い、うがいをする  
 ○混んでいるときは利用をやめ、空いている時間や場所を選ぶ  
 ○受動喫煙防止のため、周りの方に配慮し、吸い殻入れを持参する  
 ○野生の動物などに餌を与えない  
 ○砂場には動物を入れない  
 ○犬の糞は放さず、ペットのふんやごみは責任を持って持ち帰る  
 ○近隣家屋や他の公園利用者等に迷惑をかけるボール遊びはしない  
 ○ドローンの飛行は原則禁止  
**ゴルフ練習、指定場所以外での火気使用、花火やその他周囲への迷惑行為は禁止です。**

※公園の駐車場は、公園利用者以外は駐車禁止です。公園利用者でも健常者は身障者用駐車スペースに駐車しないでください。  
 ☎公園緑化協会(☎24-0513)公園緑地課緑化管理担当(☎31-4557)

**タイヤ交換について**

摩耗したスタッドレスタイヤを夏季も使用することは、燃費の悪化だけでなく、制動距離の延長や雨天時のスリップ、カーブでの予想外の膨らみにつながり、大変危険です。適切なタイミングでのタイヤ交換をお願いします。  
 ☎市民生活課(☎31-4521)

**釧路警察署鳥取西交番の移転について**

現在、鳥取西交番の新築工事を施工中で、現在の場所から新住所の星が浦大通3-1-41に移転の準備を進めており、運用開始は本年4月下旬を予定しています。今後も、ご理解とご協力をお願いします。  
 ☎釧路警察署地域課(☎23-0110)

**市民意見提出手続条例に基づく意見募集結果のお知らせ**

皆さんからのご意見を踏まえ、条例案等を取りまとめました。ご意見、ありがとうございました。

**●釧路市乳幼児等医療費助成条例等の一部改正について**

意見として伺ったもの 1件  
 ☎医療年金課医療給付担当(☎31-4526)

**●釧路市立学校施設長寿命化計画について**

意見として伺ったもの 1件  
 ☎市教委総務課施設担当(☎31-4576)

**●釧路市空家等対策計画(2021(令和3)~2025(令和7)年度)素案**

今後の参考とするもの 3件  
 意見として伺ったもの 8件  
 ☎建築指導課指導防災担当(☎31-4569)

**ヒグマに注意!**

春先はヒグマの活動が活発になりますので、次の点にご注意ください。  
 ○薄暗い時間帯に外出する際は注意する  
 ○ヒグマを呼び寄せる食べ物や、生ごみは屋外に置かない  
 ○山林に入る前に、市町村役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認する。出没情報や注意看板がある場所への立ち入りは避ける  
 ○山林に入る際は鈴などの音が出るものを身に付け、単独行動は避ける  
 ○子グマに遭遇した場合、近くに母グマがいる可能性が高いため、驚かさないう静かにその場を離れる。走って逃げると追いかけてくることがあるので、視線をそらさず、ゆっくり後退する  
 ※ヒグマの姿や足跡などを見つけたら、ご連絡ください。

☎釧路警察署(☎23-0110)、環境保全課自然保護担当(☎31-4594)、☎市民課環境担当(☎66-2211)、☎市民課環境担当(☎01547-6-2231)

**春の火災予防運動  
4月20日(火)~30日(金)**

統一防火標語  
**「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」**

市消防本部管轄内では4月が最も火災の発生件数が多く、特に野火が多く発生することから、次のことに気をつけましょう。

- たばこの投げ捨てはしない!
  - 火遊びをしない!
  - ごみの焼却処分はしない!
- ☎消防本部予防課予防広報担当(☎23-0426)

**春採湖ネイチャーセンター営業開始**

☎4月17日(土)~10月31日(日)午前10時30分~午後4時(10月は午後3時30分まで)/休館日=毎週月曜日/☎☎春採湖ネイチャーセンター(春湖台1-38春採公園内)☎42-4212)

**春の全国交通安全運動  
4月6日(火)~15日(木)**

ストップ・ザ・交通事故  
 ~めざせ安全で安心な北海道~

- 新入学(園)児・高齢者の交通事故防止
  - 自転車乗用中の交通事故防止
  - 全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用
  - スピードの出し過ぎ防止
  - 飲酒運転の根絶
- ☎市民生活課(☎31-4521)

**建築指導課からのお知らせ**

①既存住宅耐震改修費補助申請  
**まもなく受付開始!**  
**対象住宅**=申込者が所有かつ居住している住宅、長屋、併用住宅、共同住宅で、81(昭和56)年5月31日以前に着工され、現行の規定に満たないと判定されたもの/☎市内に住所を有し、市税等の滞納がない方/補助金額=耐震改修工事費の23%以内で、限度額は45万円

②住宅エコリフォーム補助申請  
**まもなく受付開始!**  
**対象住宅・工事**=申込者が所有かつ居住、または工事後速やかに居住する戸建住宅、長屋または共同住宅の住戸部分(分譲マンションは専有部分)で、市内に本店を有する事業者、または住民登録している個人が施工する20万円以上の工事/☎市税等の滞納がない満20歳以上の市民、または工事後速やかに市民になる方/補助金額=補助対象工事費の10%以内で、限度額は戸当たり50万円。別途補助金の加算制度(高齢者同居加算・地域材利用加算)あり  
 ③老朽化が著しい空き家の除却費を一部補助します

**対象の空家等**=市の調査により、国の基準に基づく「不良住宅」と判定された専用住宅、共同住宅、長屋住宅または併用住宅であつて、市の指定する地区に位置し、かつ所有権以外の権利が設定されていないもの/☎空き家を所有している個人(所有者が死亡している場合は、その相続人を含む)で、市税の未納がない方/補助金額=除却工事費の3分の1以内で限度額は30万円/除却工事業者の要件=市内に本店、支店等があり、建設業許可または解体工事者登録を受けている事業者/☎申請書を直接または郵送で。予定件数を超えた場合は、不良住宅の判定基準により、優先度の高い順に交付予定者を決定。

**【共通】受付期間**=①②4月5日(月)~10月29日(金)(先着順)③4月19日(月)~6月11日(金)(必着)/☎既に着工している場合は対象外です。また、補助を受けるためには各種条件がありますので、詳しくはお問い合わせください/☎市役所5階建築指導課指導防災担当(☎085-8505黒金町7-5)☎31-4569)